

# 指 定 証 返 納 届 出 書

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第10条第1項の規定

により、覚醒剤原料  
取扱者  
研究者 の指定証を返納します。

年 月 日

住所

氏名

徳島県知事

殿

指定証の番号		指定年月日	年 月 日
業務所	所在地		
	名 称		
指定証の返納の 事由及びその事 由の発生年月日			